

一般社団法人日本宇宙生物科学会理事会規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第5章に基づき、一般社団法人日本宇宙生物科学会理事会（以下「理事会」という）に関し、必要な事項を定める。理事会の運営はこの規程の定めるところによる。

(職務)

第2条 理事会は一般社団法人日本宇宙生物科学会の日常の会務を処理する。

2. 一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第7条に基づく名誉会員候補者の選出については理事会がその責務を負う。

(組織)

第3条 一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第28条の定めるところにより、理事会は理事をもって組織する。監事は一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第29条の定めるところにより、理事会に出席することができる。

2. 理事長は監事の推薦を理事に求めることができる。

3. 監事候補者が推薦されなかった場合は、理事長が代議員資格を有し、かつ理事でない者から監事候補者を推薦し、理事会及び代議員総会に諮り決定する。

4. 理事は各種委員会委員長及び庶務幹事の任務を分担する。

(任期)

第4条 一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第30条及び第31条に基づき、理事及び監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(理事長及び副理事長)

第5条 一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第26条に基づき、理事会に理事長1名及び副理事長3名を置く。

2. 理事長は代表理事とする。筆頭副理事長は副理事長の互選により、これを定める。

3. 理事長が事故等によって職務を果たせない場合は、筆頭副理事長がその職務を代理する。

4. 理事長は4年を限度として再任することができない。

(会議)

第6条 一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第35条に基づき、理事会は、理事長が招集し、理事長が会務を総理する。

2. 理事会は理事の過半数の出席により、会議を開くことができる。

3. 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数をもって行い、可否同数のときは理事長の決するところによる。

4. 一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第37条に基づき、法人法第96条（理事会の決議の省略）の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。 5. 一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第38条に基づき、理事会は議事録を作成しなければならない。

(構成員以外の者の出席)

第7条 理事長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. 本規程は平成26年9月22日より施行する。
2. 本規程は平成30年9月22日より施行する。

一般社団法人日本宇宙生物科学会編集委員会規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第3条に定める目的を達成するため、一般社団法人日本宇宙生物科学会編集委員会（以下委員会という）について定める。

(職務)

第2条 委員会は本学会誌「**Biological Sciences in Space**」（以下学会誌という）に最先端の宇宙生物科学の研究成果を掲載し、その成果を国際的に発信するための運営、企画、出版業務を任務とする。

(構成・任期)

第3条 委員会は委員長及び若干名の委員をもって構成し、委員会には学会誌の編集者(Editor), Chief Editor, Issue Editor, Technical Editorを置く。委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は委員会の発案により理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. 本規程は平成26年9月22日より施行する。
2. 本規程は平成30年9月22日より施行する。

一般社団法人日本宇宙生物科学会財務委員会規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第3条に定める目的を達成するため、一般社団法人日本宇宙生物科学会財務委員会（以下委員会という）について定める。

(職務)

第2条 委員会は一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第3条にある本学会の事業を実施するための財務に関する活動を任務とする。

(構成・任期)

第3条 委員会は委員長及び若干名の委員をもって構成する。委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は委員会の発案により理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. 本規程は平成26年9月22日より施行する。
2. 本規程は平成30年9月22日より施行する。

一般社団法人日本宇宙生物科学会情報・広報委員会規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第3条に定める目的を達成するため、一般社団法人日本宇宙生物科学会情報・広報委員会（以下委員会という）について定める。

(職務)

第2条 委員会は一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第3条にある本学会の事業を効果的かつ迅速に行うため、インターネットなどによる情報提供や相互連絡を一元化するとともに、適正な情報管理のもとにその利用の促進にあたることを任務とする。

(構成)

第3条 委員会は委員長及び若干名の委員をもって構成する。委員会の任務に関連する編集委員会委員長、庶務幹事、当年度に開催される学術大会大会長を委員に含める。

(任期)

第4条 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし学術大会大会長としての委員の任期は1年とする。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は委員会の発案により理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. 本規程は平成26年9月22日より施行する。
2. 本規程は平成30年9月22日より施行する。

一般社団法人日本宇宙生物科学会企画委員会規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第3条に定める目的を達成するため、一般社団法人日本宇宙生物科学会企画委員会（以下委員会という）について定める。

(職務)

第2条 委員会は一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第3条にある本学会の事業を効果的に行うための会合等を企画・立案し、また、学会員が提案する学術集会活動の支援を任務とする。

(構成・任期)

第3条 委員会は委員長及び若干名の委員をもって構成する。委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は委員会の発案により理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. 本規程は平成26年9月22日より施行する。
2. 本規程は平成30年9月22日より施行する。

一般社団法人日本宇宙生物科学会長期構想委員会規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第3条に定める目的を達成するため、一般社団法人日本宇宙生物科学会長期構想委員会（以下委員会という）について定める。

(職務)

第2条 委員会は宇宙生物科学の発展と普及に必要な学術研究，教育，学会組織等に関する長期的構想についての検討を任務とする。

(構成・任期)

第3条 委員会は委員長及び若干名の委員をもって構成する。委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は委員会の発案により理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. 本規程は平成6年9月17日より施行する。
2. 本規程は平成26年9月22日より施行する。
3. 本規程は平成30年9月22日より施行する。

一般社団法人日本宇宙生物科学会学会連合・国際委員会規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第3条に定める目的を達成するため、一般社団法人日本宇宙生物科学会学会連合・国際委員会（以下委員会という）について定める。

(職務)

第2条 委員会は宇宙生物科学に関連する他の国内外の学協会と協力・連携し、宇宙生物科学の健全な発展に繋がる活動を任務とする。

(構成・任期)

第3条 委員会は委員長及び若干名の委員をもって構成する。委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は委員会の発案により理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. 本規程は平成26年9月22日より施行する。
2. 本規程は平成30年9月22日より施行する。

一般社団法人日本宇宙生物科学会科学者生活委員会規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第3条に定める目的を達成するため、一般社団法人日本宇宙生物科学会科学者生活委員会（以下委員会という）について定める。

(職務)

第2条 委員会は生涯を通じた科学者の生活及び男女共同参画に関する活動を任務とする。

(構成・任期)

第3条 委員会は委員長及び若干名の委員をもって構成する。委員長及び委員の任期は2年とする。再任を妨げない。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は委員会の発案により理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. 本規程は平成26年9月22日より施行する。
2. 本規程は平成30年9月22日より施行する。

一般社団法人日本宇宙生物科学会若手（次世代）研究者育成委員会規程

（趣旨）

第1条 一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第3条に定める目的を達成するため、一般社団法人日本宇宙生物科学会若手（次世代）研究者育成委員会（以下委員会という）について定める。

（職務）

第2条 委員会は宇宙生物科学に携わる若手（次世代）研究者の育成に関する活動を任務とする。

（構成・任期）

第3条 委員会は委員長及び若干名の委員をもって構成する。委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（改廃）

第4条 本規程の改廃は委員会の発案により理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. 本規程は平成26年9月22日より施行する。
2. 本規程は平成30年9月22日より施行する。

一般社団法人日本宇宙生物科学会規約検討委員会規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第3条に定める目的を達成するため、一般社団法人日本宇宙生物科学会規約検討委員会（以下委員会という）について定める。

(職務)

第2条 委員会は一般社団法人日本宇宙生物科学会の定款，規程，細則，指針などの制定ならびに改定作業を任務とする。

(構成・任期)

第3条 委員会は委員長及び若干名の委員をもって構成する。委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は委員会の発案により理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. 本規程は平成26年9月22日より施行する。
2. 本規程は平成30年9月22日より施行する。

一般社団法人日本宇宙生物科学会選挙管理委員会規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第3条に定める目的を達成するため、一般社団法人日本宇宙生物科学会選挙管理委員会（以下委員会という）について定める。

(職務)

第2条 委員会は一般社団法人日本宇宙生物科学会の代議員候補者選出の公示及び選挙を任務とする。その任にあたっては、別途定める細則に則る。

(構成・任期)

第3条 委員会は委員長及び若干名の委員をもって構成する。委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4条 本規程の改廃は委員会の発案により理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. 本規程は平成26年9月22日より施行する。
2. 本規程は平成30年9月22日より施行する。

一般社団法人日本宇宙生物科学会賞選考委員会規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第3条に定める目的を達成するため、賞選考委員会（以下委員会）について定める。

(職務)

第2条 委員会は学会賞、奨励賞、功績賞及び、特別賞候補者の募集と選考、ならびに名誉会員の募集を任務とする。

(構成・任期)

第3条 委員会は、委員長及び委員長が委嘱する本学会代議員5名以上9名以内で構成する。ただし、推薦者及び被推薦者はこれに含めない。また、奨励賞授賞対象の論文、ならびに、学術大会での発表の共著者も除く。委員会は委員の2/3以上の出席をもって成立する。委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(候補者の決定)

第4条 委員会における協議の後、委員長を除く委員の投票により候補者を決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は委員会の発案により理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. 本規程は平成6年9月17日より施行する。
2. 本規程は平成11年9月17日より施行する。
3. 本規程は平成13年10月23日より施行する。
4. 本規程は平成26年9月22日より施行する。
5. 本規程は平成30年9月22日より施行する。

一般社団法人日本宇宙生物科学会学会賞規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本宇宙生物科学会学会賞の授賞について定める。

(対象)

第2条 本賞は、本会会員で宇宙生物科学に関する優れた独創的な業績を挙げた者に授与する。

(賞)

第3条 本賞の授賞件数は毎年2件以内とする。受賞者には、賞状、賞牌を贈呈する。

(候補者の推薦及び選考)

第4条 本賞の受賞者の推薦は、本会会員が本会指定の推薦書に所定事項を記入し、必要な参考資料を添えて、毎年4月末日までに、一般社団法人日本宇宙生物科学会賞選考委員会に提出する。同委員会では被推薦者の中から受賞候補者を選考する。

(受賞者の決定)

第5条 受賞者の決定は、賞選考委員会から受賞候補者の報告を受け、理事長が理事会に諮り、その了承を経て行う。

(受賞者の表彰)

第6条 受賞者の表彰は、年次学術大会における表彰式で行う。

(学会賞の英名)

第7条 本賞の英名は、The Prize of The Japanese Society for Biological Sciences in Space とする。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は委員会の発案により理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. 本規程は平成6年9月17日より施行する。
2. 本規程は平成11年9月17日より施行する。
3. 本規程は平成26年9月22日より施行する。
4. 本規程は平成30年9月22日より施行する。

一般社団法人日本宇宙生物科学会奨励賞規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本宇宙生物科学会奨励賞の授賞について定める。

(対象)

第2条 本賞は3月末日で原則として満40歳未満の本会会員で、宇宙生物科学分野において優れた研究を行い、かつ、その成果を本学会学術大会で発表している者に授与する。本賞の受賞者は、「Biological Sciences in Space」に授賞対象となった研究に関する論文を発表しているか、受賞後1年以内に投稿することとする。

(賞)

第3条 本賞の授賞件数は、毎年2件以内とする。受賞者には、賞状、賞牌を贈呈する。

(候補者の推薦及び選考)

第4条 本賞の受賞者の推薦は、本会会員が本会指定の推薦書に所定事項を記入し、必要な参考資料を添えて、毎年4月末日までに、一般社団法人日本宇宙生物科学会賞選考委員会に提出する。同委員会は被推薦者の中から受賞候補者を選考する。

(受賞者の決定)

第5条 受賞者の決定は、賞選考委員会から受賞候補者の報告を受け、理事長が理事会に諮り、その了承を経て行う。

(受賞者の表彰)

第6条 受賞者の表彰は、年次学術大会における表彰式で行う。

(学会賞の英名)

第7条 本賞の英名は、The Award for Young Investigator of The Japanese Society for Biological Sciences in Space とする。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は委員会の発案により理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. 本規程は平成6年9月17日より施行する。
2. 本規程は平成11年9月17日より施行する。
3. 本規程は平成26年9月22日より施行する。
4. 本規程は平成30年9月22日より施行する。

一般社団法人日本宇宙生物科学会功績賞規程

(趣旨)

第1条 日本宇宙生物科学会功績賞の授賞について定める。

(対象)

第2条 本賞は、原則として本会の正会員あるいは賛助会員で、宇宙生物学及び本学会の発展に大きく寄与した者に授与する。

(賞)

第3条 本賞の受賞件数は、毎年2件以内とする。受賞者には、賞状、賞牌を贈呈する。

(候補者の推薦及び選考)

第4条 本賞の受賞者の推薦は、本会会員が本会指定の推薦書に所定事項を記入し、必要な参考資料を添えて、毎年4月末日までに、一般社団法人日本宇宙生物科学会賞選考委員会に提出する。同委員会は被推薦者の中から受賞候補者を選考する。

(受賞者の決定)

第5条 受賞者の決定は、賞選考委員会から受賞候補者の報告を受け、理事長が理事会に諮り、その了承を経て行う。

(受賞者の表彰)

第6条 受賞者の表彰は、年次学術大会における表彰式で行う。

(功績賞の英名)

第7条 本賞の英名は、The Award for Distinguished Service in Advancement of Space Biology, The Japanese Society for Biological Sciences in Space とする。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は委員会の発案により理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. 本規程は平成6年9月17日より施行する。
2. 本規程は平成11年9月17日より施行する。
3. 本規程は平成26年9月22日より施行する。
4. 本規程は平成30年9月22日より施行する。

一般社団法人日本宇宙生物科学会特別賞規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本宇宙生物科学会特別賞の授賞について定める。

(対象)

第2条 本賞は、教育、技術、その他の分野を通して、宇宙生物科学の発展と普及に顕著な貢献のあった個人もしくは団体に授与する。

(賞)

第3条 本賞の授賞件数は、毎年2件以内とする。受賞者には、賞状、賞牌を贈呈する。

(候補者の推薦及び選考)

第4条 本賞の受賞者の推薦は、本会会員が本会指定の推薦書に所定事項を記入し、必要な参考資料を添えて、毎年4月末日までに、一般社団法人日本宇宙生物科学会賞選考委員会に提出する。同委員会は被推薦者の中から受賞候補者を選考する。尚、被推薦者は、本学会員であることが望ましい。

(受賞者の決定)

第5条 受賞者の決定は、賞選考委員会から受賞候補者の報告を受け、理事長が理事会に諮り、その了承を経て行う。

(受賞者の表彰)

第6条 受賞者の表彰は、年次学術大会における表彰式で行う。

(学会賞の英名)

第7条 本賞の英名は、The Award for Special Achievement of the Japanese Society for Biological Sciences in Space とする。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は委員会の発案により理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. 本規程は平成30年9月22日より施行する。

一般社団法人日本宇宙生物科学会名誉会員選出規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本宇宙生物科学会名誉会員候補者の選出について定める。

(選出)

第2条 名誉会員候補者の選出は、賞選考委員会及び理事会の議を経て行う。

2. 名誉会員候補者の選出については理事会がその責務を負う。
3. 理事会は名誉会員候補者を選出後、これを代議員総会に諮り、代議員総会の議を経て決定される。

(判定)

第3条 名誉会員資格の判定には、一般社団法人日本宇宙生物科学会申し合わせ事項に基づく代議員資格を失ってから年数、学会賞または功績賞の受賞、学会会長、副会長または大会長経験などの学会への貢献及び会費納入実績を考慮する。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は委員会の発案により理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. 本規定は平成26年9月22日より施行する。
2. 本規程は平成30年9月22日より施行する。

一般社団法人日本宇宙生物科学会理事長及び副理事長選挙細則

第1条 一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第26条に基づき、理事長及び副理事長選出の手続きを定める。

第2条 理事長及び副理事長は理事の互選で選出される。その選出にあたっては、専門分野、男女共同参画等を考慮するものとする。

第3条 理事長の選出は単記無記名投票によって行い、過半数の得票を得た者を当選とする。過半数を得たものがない場合には上位2名の決選投票とする。同数の場合は若年者とする。

第4条 副理事長の選出は3名連記無記名投票によって行い、得票数の多かった者から当選とする。3位が同数の場合は若年者とする。

第5条 本細則の改廃は、理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. 本細則は平成26年9月22日より施行する。
2. 本細則は平成30年9月22日より施行する。

一般社団法人日本宇宙生物科学会代議員選出細則

第1条 一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第12条に基づき、代議員選出の手続きを定める。

第2条 代議員の選出は選挙管理委員会が統括するが、選挙に関する業務は事務局が行う。

第3条 代議員数は30名以上40名以内とする。ただし代議員は選出時満65歳未満で、選挙年の3月31日までに当該年度の会費を納入し、過去3年間の学術大会に少なくとも一度は出席した正会員とする。その選出にあたっては、専門分野、男女共同参画等を考慮するものとする。

第4条 代議員は次期代議員候補者を推薦することができる。

第5条 代議員候補者が40名未満の場合は選挙管理委員会が代議員資格のある会員の中から候補者を推薦することができる。

第6条 代議員は次期代議員候補者の中から会員により選出される。

第7条 本細則の改廃は、理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. 本細則は平成26年9月22日より施行する。
2. 本細則は平成30年9月22日より施行する。
3. 本細則は令和6年4月10日より施行する。

一般社団法人日本宇宙生物科学会理事選出細則

第1条 一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第27条に基づき、理事選出の手続きを定める。

第2条 理事の選出は選挙管理委員会が統括するが、選挙に関する業務は事務局が行う。

第3条 理事数は10名以上16名以下とする。理事数は臨時代議員総会において、(現)代議員により決定される。

第4条 次期理事候補者は次期代議員候補者の互選で選出される。その選出にあたっては、専門分野、男女共同参画等を考慮するものとする。投票数の上位から10位までを選出した上で、第3条で定められた人数の範囲内で次期理事長候補者は次期理事候補者を追加指名することができる。

第5条 理事は次期理事候補者の中から、臨時代議員総会において、(現)代議員により選出される。ただし、任期は定時代議員総会終了後からとする。

第6条 本細則の改廃は、理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. 本細則は令和6年9月21日より施行する。

一般社団法人日本宇宙生物科学会学術大会大会長選出細則

第1条 一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第4条第1項の目的を達成するため、年次学術大会における大会長選出の手続きを定める。

第2条 理事長は学会員に広く大会長候補者の推薦を求める。

第3条 大会長は代議員経験者とする。

第4条 理事長は大会長候補者を理事会及び代議員総会に諮ることによって決定する。

第5条 年次学術大会の企画・準備の進捗状況を報告するために、大会長は理事会に出席しなければならない。

第6条 大会長候補者の推薦がない場合、理事長が大会長候補者を推薦することができる。

第7条 本細則の改廃は理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. 本細則は平成26年9月22日より施行する。
2. 本細則は平成30年9月22日より施行する。

一般社団法人日本宇宙生物科学会会員及び入退会に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本宇宙生物科学会の会員の入退会に関する必要な事項を定める。

(入会の手続き)

第 2 条 入会する場合は、定款第 8 条に規定するところにより、入会申込書に必要事項を記載し、学会事務局に提出しなければならない。

(会員の学術大会参加における特典)

第 3 条 会員には次の特典を与える。

- 1 正会員と学生会員には、学術大会など学会が主催する行事で、参加費等の会員割引が適用される。
- 2 賛助会員には、1名のみ大会に無料で参加できるという特典が適用される。

(学生会員の会員資格)

第 4 条 学生会員の会員資格は入会時から算出された各課程の卒業または修了予定の年度までとし、引き続き学生会員を継続する、或いは正会員になるためには、入会申込書を再提出しなければならない。

(退会の手続き)

第 5 条 退会する者は、定款第 8 条に規定するところにより、次の事項を記載した退会届を事務局に提出しなければならない。

- 1 提出日
- 2 氏名
- 3 E-mailアドレス

(改廃)

第 6 条 本細則の改廃は、理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. 本細則は令和 7 年 8 月 1 日より施行する。

一般社団法人日本宇宙生物科学会の休会に関する細則

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本宇宙生物科学会会員の休会に関して必要な事項を定める。

(休会理由)

第2条 会員は、次の各号の理由により本学会を休会することができる。

- (1) 出産・育児・介護
- (2) 長期の病気療養
- (3) 海外への留学・勤務・移住
- (4) その他、理事会において承認された理由

(期間)

第3条 休会期間は半期（8月1日から翌年1月31日または2月1日から7月31日）または年度（8月1日から翌年7月31日）を単位とし、理事会において休会が承認された日の属する年度の翌年度8月1日から2年間を限度とする。ただし、特別な理由がある場合、理事会の承認を得て、2年間を上限として休会を延長することができる。

(条件)

第4条 会員は、休会を開始する年度の前年度までの会費が納入されているという条件を満たし、理事会において承認を得ることによって休会ができる。

(休会手続き)

第5条 休会する者は、次の事項を記入した休会申請書を7月または1月末日までに事務局へ提出することとする。

1. 申請日
2. 氏名
3. E-mail アドレス
4. 休会期間
5. 休会理由

提出された休会申請書は、理事会に諮る。理事会における審議の結果は、事務局より休会申請者に連絡する。

(会費免除)

第6条 休会する会員は、休会期間中の会費納入が免除される。

第7条 休会する会員は、次の各号の権利等が停止される。

- (1) 代議員選挙及び役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権
- (2) 代議員にあつては、総会での議決権
- (3) 大会への会員資格での参加
- (4) その他、会員として有する権利や義務等

(会員履歴)

第8条 休会期間は、会員としての在籍年数に算入しない。

(復会)

第9条 休会中の会員は、休会が終了する年度の7月末日までに休会の延長手続きか退会 手続きを行わない限り、翌年度の8月1日から自動的に復会する。

(休会延長手続き)

第10条 休会中の会員が休会延長を希望する場合は、次の事項を記入した休会延長申請書を休会が終了する年度の7月末日までに事務局へ提出することとする。

1. 申請日
2. 氏名
3. E-mail アドレス
4. 休会延長期間
5. 休会延長理由

提出された休会延長申請書は，理事会に諮る．理事会における審議の結果は，事務局より休会延長申請者に連絡する．

(復会)

第 11 条 休会中の会員は，休会延長申請が理事会で承認されなかった場合，退会届を提出しない限り，翌年度の8月1日から自動的に復会するものとする．

(改廃)

第12条 本細則の改廃は，理事会における承認の後，代議員総会の議を経て行うものとする．

附則

1. 本細則は令和6年4月10日より施行する．

一般社団法人日本宇宙生物科学会会費細則

第1条 一般社団法人日本宇宙生物科学会定款第9条に基づき、会費を定める。

第2条 正会員の会費年額は、5,000円とする。

2 学生会員は、会費の納付を要しない。

3 賛助会員の会費年額は、1口30,000円（1口以上）とする。

4 名誉会員は、会費の納付を要しない。

第3条 正会員のうち、20年以上本会の会員であり、かつ、満65歳以上の者が会費減額を理事長に申請し承認された場合、会費年額は1,000円（シニア会費）とする。

第4条 年度の途中で退会した場合であっても返金しないものとする。

第5条 本細則の改廃は、理事会における承認の後、代議員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. 本細則は平成30年9月22日より施行する。

2. 本細則は令和7年8月1日より施行する。